



博物館実習 ガイドライン

2024年（令和6年）6月



博物館実習ガイドライン

目次

はじめに	1
ねらい	3
1. 学内実習	4
(1) 見学実習	5
(2) 実務実習	6
(3) 事前・事後指導	7
2. 館園実習	8
3. 留意事項	11
(参考) 館園実習実施計画例	13

はじめに

博物館実習は、博物館法施行規則第1条に基づき、大学において修得すべき博物館に関する科目の一つとされており、登録博物館又は博物館指定施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとされている。

大学における学芸員養成教育においては、博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館情報・メディア論、博物館教育論等の講義を通じて、広範にわたる専門的な事項について理論的・体系的に学ぶこととされているが、博物館の専門的職員たる学芸員としてのスタートが切れるだけの基本的な素養を身につけるためには、それらの知識・技術や理論を生かして現場で博物館資料を取り扱ったり、利用者に対応したりするなどの実践的な経験や訓練を積むことが必要である。このため、大学において履修すべき博物館に関する科目においては、学芸員制度が発足した昭和26年の博物館法制定を受けた翌27年の博物館法施行規則制定当初から博物館実習3単位が必修とされ、平成8年の改正により、博物館実習の一層効果的な実施を図るため、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含む3単位が必修となっている。

また、博物館実習は、実習生を受け入れる博物館にとっても、定期的な実習生を指導することによる基礎・基本の確認や、第三者の視点から日常業務を確認し、博物館活動を見直す機会にもなっている。一方で、受け入れ体制が不十分であったり、博物館実習に臨む大学及び学生の資質や能力、目的意識が多様であることなどから、実習の受け入れが大きな負担となっている博物館も多く、大学や学生の期待に十分こたえられる実習内容を提供できなかつたり、受け入れ自体が難しい場合もある。このことは、博物館実習の具体的な目的や内容が規定されておらず、各大学や博物館の判断に任されてきたことにも一因がある。

このため、文部科学省においては、平成21年4月の博物館法施行規則の改正を機に、「博物館実習ガイドライン」を作成し、博物館に関する科目を設置する大学及び博物館実習を受け入れる博物館の参考に資するよう、その目安となる実習内容と留意事項を示した。

令和4年4月には約70年ぶりともなる博物館法の大幅改正が国会審議を経て可決、公布され、翌年に施行された。本改正では、博物館が社会教育施設としてだけでなく、文化施設としても、その役割を果たしながら活動することが規定されるとともに（新博物館法第1条、第3条）、社会教育施設である博物館の事業を定める第3条においては、博物館資料の電磁的記録の作成と公開が加えられたほか（第3条第1項第3号）、博物館が学芸員をはじめとする博物館に関する人材の養成及び研修を行うことが加えられた（第3条第1項第11号）。また、第3条第2項および第3項では、博物館相互のネットワーク、または地方公共団体や学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力することで、博物館事業の充実と地域における教育、学術及び文化の振興、地域の活力の向上に寄与することが期待されている。

そこで、「博物館実習ガイドライン」についても新しい法制度の下に見直すこととし、博物館の新たな事業を実習内容及び館園実習実施計画例に加えるとともに、館園実習について長期実践型の類型を追加した。

各大学及び博物館においては、本ガイドラインを参考にしつつ、博物館実習が新しい博物館に求められる学芸員を養成する上で真に効果的なものとなるよう、また、博物館人材の確保と資質の向上を通じて博物館全体の振興につながるよう、一層の工夫や改善に取り組んでいただきたい。文化庁では、今後とも本ガイドラインがより質の高い学芸員を養成することに資するよう継続的に見直すこととしており、関係者の皆様からの積極的な提言を期待したい。

ねらい

- 博物館実習は、学芸員養成教育において学んだ知識・技術や理論を生かしながら、学内及び館園での実体験や実技を通して、学芸員として必要とされる知識・技術等の基礎・基本を修得することを目標とする。
- 博物館実習は、大学における学芸員養成教育の最終段階における科目と位置づけることを基本とするが、その準備段階として早期から館園見学や学内での実務実習等を通じて博物館の仕事や役割に関する理解を深めていくことが望ましい。本ガイドラインは、「学内実習」、「館園実習」及び「留意事項」の三本立てで構成されており、「学内実習」及び「館園実習」を実施する上で大学と博物館の双方が認識すべき指針を示すとともに、博物館実習全体としての留意事項を提示している。
- 「学内実習」においては、博物館における館園実習の事前・事後指導と他の科目の補足を兼ねて、学内の実習施設等において資料の取扱いや収集、保管、展示、整理、分類等の方法、調査研究の手法等について学ぶことを目的とする。
- 「館園実習」においては、学内実習で学んだ内容を博物館の現場で実際に経験することで、博物館の理念や設置目的、業務の流れ等に対する理解を深めると同時に、博物館資料の取扱いや教育普及活動、来館者対応等実務の一端を担うことにより、学芸員としての責任感や社会意識を身に付け、博物館で働く心構えを涵養することを目的とする。

1. 学内実習

①目的

- ◆ 学内実習は、博物館における館園実習の準備と他の科目との関係性を踏まえて実施することとし、(1) 多様な博物館の姿を観察する「見学実習」、(2) 資料を実際に取り扱う「実務実習」、(3) 初回と最終回に実施する「事前・事後指導」から構成することが望ましい。

②単位・時間数

- ◆ 学内実習は、2単位相当以上とし、延べ60時間から90時間程度以上実施する。

(注) 単位数については、大学設置基準上、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることとされている。したがって、例えば、1単位を45時間の実習で構成することとした場合、1コマ1時間で年間45コマの通年授業においては週1コマ以上、 Semester制での半期授業においては週2コマ以上などに相当する。

- ◆ 集中形式での実施も可能とする。

③実習施設

- ◆ 学内実習のための施設（博物館実習室等）・設備・備品を大学側が責任を持って確保することが必要である。なお、学内の附属博物館等を活用することが望ましい。

④指導体制

- ◆ 博物館実習の担当教員が指導する（課程担当者等、専任教員が望ましい）。
- ◆ 専門領域に応じて、複数の教員が指導することが望ましい。
- ◆ 担当教員の指導可能な範囲を超える指導が必要な場合は、現職学芸員等を非常勤講師として招へいするなどして、適宜様々な分野の専門家の助力を仰ぐ。

(1) 見学実習

①履修の順序・実施時期

- ◆ 見学実習は、基本的には各大学の事情に応じて実施することになるが、学内における実務実習・館園実習の前段階として早い時期に実施し、様々な博物館や関連施設・企業の運営実態を学ぶという観点から見学し、他の博物館に関する科目で習得した知識を深めると効果的である。

②形式

- ◆ 見学実習に際しては、教員が引率し、施設職員の解説を伴うバックヤード等の見学を含めることが望ましい。
- ◆ 学生が単独で見学に臨む自由（自主）見学を課す場合は、レポート等のテーマ設定（展示物の配置、照明と採光、展示資料の解説・キャプション、動線、来館者サービス等）を付すことが望ましい。

③見学する博物館等

- ◆ 各大学及び地域の事情に応じて、個々の大学が選択する。
- ◆ 様々な規模、設置主体（国立／公立（首長部局・教育委員会）／私立（財団法人・社団法人・宗教法人・株式会社・個人等）、館種（歴史博物館／美術館／自然史博物館／科学館／動物園／水族館／植物園／天文台・プラネタリウム等）を組み込み、多様な博物館の姿を観察することが望ましい。
- ◆ 博物館に期待される役割の多様化・高度化を踏まえ、博物館関連企業や団体等の施設見学を行うことも望ましい。その場合は、博物館の役割や活動等との関係性を学生に十分に意識させること。

④見学実習費

- ◆ 入館料・実習費等は、必要に応じて大学側（個人が大学に支払う分を含む。）が負担する。

⑤実習中の保険加入

- ◆ 対物、対人等の保険を含め、大学において加入する。

⑥大学と博物館との連携

- ◆ 見学実習に当たっては、大学の担当教員が博物館等と事前調整を行い、

- 実施内容や説明ポイント等について打ち合わせをすることが望ましい。
- ◆ 大学は、学生に対し、見学する博物館等に関する基本的な情報を提供し、それに基づく事前指導あるいは学生自身による調べ学習を実施すると効果的である。
 - ◆ 博物館等は、大学に対し、実習実施に関する注意点・要望等を提案することが望ましい。

(2) 実務実習

①受講人数

- ◆ 実務実習は実技科目であり、資料を実際に取り扱う科目であることを考慮して、人数制限を設ける。
- ◆ 1クラスにつき15名以下で実施することが望ましい。

②実施場所

- ◆ 学内に附属博物館を有する大学においては、附属博物館において実施し、その施設や設備、機材、備品、材料等を十分に活用する。
- ◆ 学内に附属博物館が設置されていない大学においては、資料の取扱いなどを行いやすい場所（広い空間、大きな作業机、畳敷き等）で実施する。

③実習内容

- ◆ 実習に必要な資料や教材を整備した上で、以下を参考に実施する。
 - i 資料の取扱い及び整理・分類に関するもの（電磁的記録の作成等を含む）
 - ii 資料の調査・研究方法に関するもの
 - iii 展示の方法（企画・立案・製作・列品など）に関するもの
 - －展示製作、もしくは展示設計・擬似展示製作（展示を模型で製作する）
 - －展示の解説技術（情報通信技術、デジタル・アーカイブの活用を含む）
 - iv 事業企画と予算
 - －教育普及活動・交流事業の企画立案（広報、合理的配慮も含む）
 - －展示製作実施等に関わる予算案の作成等
 - v 博物館における学芸庶務
 - －その他、博物館業務として必要なもの

(3) 事前・事後指導

①履修の順序・実施時期

- ◆ 学内実習を含めた「博物館実習」全体では、初回と最終回に実施することが望ましい。
- ◆ 館園実習に伴う事前・事後指導は、館園への派遣前及び派遣後に実施する。

②時間数・日数

- ◆ 「博物館実習」全体の事前・事後指導については、各大学の事情に応じてその裁量に委ねる。
- ◆ 館園実習に伴う事前・事後指導は、少なくとも各2時間以上を確保する。

③指導内容

- ◆ 「博物館実習」全体の事前指導では、実習の目的・内容、履修・評価の方法等を明確にする。
- ◆ 館園実習に伴う事前指導では、実習に当たっての心構え（学芸員の倫理、実習に臨む姿勢）と作法（社会人としてのルール・マナー、文章表現・レポート作成のきまり等）について指導する。また、職業として学芸員を捉え、その職務内容や雇用形態等について理解を深め、学芸員の就職・キャリアに関する情報を提供できるよう努めるものとする。なお、館園実習に際しては、博物館に対して事前指導の内容について情報提供することが望ましい。
- ◆ 館園実習に伴う事後指導では、実習を体験しての反省・自己評価等をもとに、課題解決のための指導を実施する。

2. 館園実習

①目的

- ◆ 博物館資料の収集、保管、展示、整理、調査研究、教育普及等の学芸員の業務と博物館運営の実態を、実務を体験することによって理解する。
- ◆ 博物館での実務体験によって、大学で学んできた博物館像を確認する。

②履修の順序・実施時期

- ◆ 博物館の理念や歴史、資料の取扱い方等の博物館学及びそれぞれの専門研究分野の基礎を学んだ上で履修することが望ましい。
- ◆ 学芸員養成課程の最終段階で実施することを基本とする。
- ◆ 具体的には、博物館と大学の両者が意思疎通を図り、双方が可能な時期を選んで実施する。

③単位・時間数

- ◆ 通常の館園実習については、1単位相当以上とし、延べ30時間から45時間程度以上実施し、計5日以上とする。
通常の館園実習のほかに、長期にわたって学芸員実務を体験することによって、学芸員の業務と博物館運営の実態を理解することを「長期実践型館園実習」とし、各大学の判断において通常の館園実習の履修と同様に扱うことを可能とする。その場合は、1単位相当以上とし、延べ80時間以上実施し、計10日以上を目安とすることが望ましい。なお、インターンシップ制度等の活用を含む。

④受講人数

- ◆ 受け入れる博物館の規模や事情によって異なるため、各博物館は、受け入れ可能な人数をインターネット等で公開することが望ましい。

⑤実習先

- ◆ 登録博物館又は博物館指定施設（大学附属博物館を含む）において実習を行うことが望ましい。大学においてこれに準ずるものとして認める施設の場合、収集、保管、展示、調査研究等の博物館の基本的機能を有し、常勤の専門職員が配置されている館園を中心に、実習の効果を十分検討した上で認めること。
- ◆ 博物館と大学は、次の方針を予め明確にする。特に博物館は、受け入

れ人数や実習中のカリキュラム等を事前にインターネット等で公表しておくことが望ましい。

〔博物館〕受け入れ基準・人数、選考方法、費用、実習内容、評価の視点、事前調整・打ち合わせ等

〔大学〕派遣対象者の選考方法、実習費、学内実習の成果、実習内容、評価方法等

- ◆ 実習に関し、博物館と大学が文書によって双方の責任の所在を確認することが望ましい。

⑥ 実習生の専門分野と館種の関係

- ◆ 実習館園と実習生の専門分野が一致、もしくは隣接していることが望ましい。(入館者への対応や博物館全般に通用する業務や博物館の仕組みを理解するという観点からは、どのような専攻分野でも対応できるが、資料の取扱いや実務経験の観点からは、専門性がまったく異なることは効果的でないことに留意すること。)
- ◆ 基本的には、博物館の受け入れ方針に従うものとする。

⑦ 実習内容

- ◆ 講義形式のみならず、博物館の現場で博物館の活動を体験するとともに、今後の展示や活動等を実際に企画・立案する際の参考となるよう、その館園で実現可能な活動を自ら企画・立案することができるように留意する。
- ◆ 受け入れる博物館の理念や地域貢献に関わることを、事業の背景として伝えるような内容が望ましい。
- ◆ 具体的には、次のような内容が考えられ、実務を体験することにより、学芸員の業務を中心に博物館の業務の多様性を認識する。
 - i 学芸業務の実際(展示作業、資料整理、教育普及事業の実施、調査の実施、広報活動等の業務を補助する。)
 - ii 資料の受け入れから展示活用まで(業務の流れに即して、具体的な実務を体験する。)
 - iii 館の施設設備と学芸業務以外の実務(受付、監視、保守点検、博物館ボランティアが行っている活動等を体験する。)

⑧ 実習費等

- ◆ 各博物館と大学の規定による。

⑨実習中の保険加入

- ◆ 対物・対人保険を含め、大学もしくは学生が予め加入して実習に臨む。

⑩指導体制

- ◆ 常勤の専門職員（学芸員、技師等）あるいは、専門的な指導を行うことができる常勤の職員が指導を担当する。

⑪評価

- ◆ 成績評価は、実習生を送り出す大学の教員が行う。大学は、予め評価基準を設けておくことが望ましい。
- ◆ 受け入れる博物館は、実習生の勤務態度や実習への取り組み姿勢に対するコメントを付すなど、大学側が成績をつける際の参考になるように協力する。

3. 留意事項

〔大学〕

- 博物館実習は、他の博物館に関する科目（講義）と密接な関係にあることを認識の上、博物館展示論や博物館資料保存論等で実技を取り入れる場合は、博物館実習で取り扱う内容と事前に十分に摺り合わせを行い、役割分担を行うこと。
- 博物館実習を実験等の他の科目で代替して開講することは、適切ではないため、厳に慎むこと。
- 限られた時間内での博物館実習では、博物館の仕事の一端を垣間見るに過ぎないため、学芸員養成教育（課程）全体を通じて、学生が多様な展示を見学し、現場を学べるよう、学生の自主性に任せて様々な博物館を見学するよう指導すること。特に、博物館実習を契機に、機会あるごとに、より多くの博物館を見学するよう促すこと。
- 館園実習は、基礎実習と専門実習のように修得段階に応じて複数回実習を行ったり、大学附属博物館における展示の企画・制作や、博物館のインターンシップ制度を活用した実習等の実践例もあり、今回、「長期実践型館園実習」の設定についても加えたところである。各大学において、学生がより充実した実習経験を得ることができるよう効果的な実施方法を工夫すること。
- 学芸員の仕事は対人関係が多く、信頼性やコミュニケーション能力が求められることから、学生に対して知識・技術の習得のみならず、優れた識見と人格を有する全人的な向上に努める必要があることを指導すること。
- 学芸員は、生涯学習社会における社会教育指導者として、人々の多様な学習ニーズを把握し、学習活動を効果的に支援する必要があること、また、博物館は、利用者や地域住民、ボランティアをはじめとする多くの人々に支えられているという認識を持つよう指導すること。
- 常日頃から実習受け入れ先となる博物館との連携・協力が緊密なものとなるよう努めること。

- 学芸員として多様な活動を経験する観点から、学生に対し、博物館ボランティア等への参加が有意義であることを指導すること。
- 大学は、学芸員を志す者としてふさわしい学生を、責任を持って実習先の博物館に送り出すことが求められる観点から、場合によっては実習に出さないという判断や、実習の中止を含む対応もあり得ること。

〔博物館〕

- 博物館は、学芸員をはじめとする博物館に関する人材を育成する役割を有していることを自覚し、次世代の学芸員を育てるという気概を持って、館務に支障のない範囲内で組織的に博物館実習を受け入れる体制を整備すること。
- 博物館実習は、学芸員を志向する学生自らが、大学の学芸員養成教育において学んだ知識・技術や理論を生かして現場での実践的な経験を積むことによって、学芸員としてのスタートが切れるだけの基本的な素養を身に付ける科目であると同時に、その適性や進路を考える貴重な機会であることを認識し、単なる講義や単純作業、事務補助等にとどまらない実習内容を提供するよう配慮すること。
- 募集要項だけでなく、実習内容や受入実績など、可能な範囲でインターネット等による情報の公開に努めること。特に、学生が実習先を選ぶ段階で、実習内容に関する情報が提供されていることが望ましい。
- 実習生が受け身一辺倒とならず、自ら考え、学芸員として必要な企画・立案能力を養うことができる内容となるよう工夫すること。
- 常日頃から実習生を派遣する大学との連携・協力が緊密なものとなるよう努めること。
- 長期実践型の館園実習を行うに当たっては、実習生が将来像としての学芸員の仕事にふれ、博物館の多様な実践と実務を経験する貴重な機会であることを認識し、単純作業や事務補助に留まらないよう配慮すること。

(参考)

館園実習実施計画例

(注) 本実習計画例は、各博物館において館園実習の計画を作成する際の参考となるよう提示するものであり、実際の計画の作成に際しては、各館園の規模や実情、実習生の人数や大学側の要請等に応じて適切に判断すること。

また、本実習計画例は10日間で実施する場合の内容を例示したものであり、各大学や館園の判断により、より短期もしくは長期の実習計画を作成することが可能であることに留意すること。

館園実習実施計画例（歴史系博物館の一例）

第1日目	午前	実習のオリエンテーション 実習のねらい、日程説明、館の概要説明（使命、経営方針、機能、役割等）
	午後	施設・設備に関する実習 施設・設備の見学と課題の検討（利用者動線、バックヤード、空調、セキュリティー、バリアフリー等）
第2日目	午前	展示教育に関する実習① 常設展示の課題発見調査と利用者動向の調査（インタビュー、アンケート等）
	午後	展示教育に関する実習② 展示手法の学習、展示調査と利用者動向調査の結果による課題の検討・協議
第3日目	午前	管理業務に関する実習 受付業務体験、博物館事務等の補助
	午後	展示教育に関する実習③ 展示内容の学習、展示解説の実務（1コーナー程度を実際に模擬解説）
第4日目	終日	学芸員の一日体験 指導担当学芸員のアシスタントとして、一日同行
第5日目	午前	教育・普及に関する実習 ホームページの作成、印刷物（ニュース・図録・ポスター等）の編集・校正
	午後	教育・普及に関する実習 講座、講演会、レファレンス等の補助
第6日目	午前	資料の取扱いに関する実習① 資料の取扱い、洗浄・清掃・手入れ等の実務
	午後	資料の取扱いに関する実習② 資料の観察・計測、資料カードの作成、データ入力等の実務
第7日目	午前	資料の取扱いに関する実習③ 資料の梱包・開梱の実務
	午後	調査・収集に関する実習 資料の現地調査、収集・運搬等の補助

第8日目	午前	資料の写真撮影に関する実習 機材操作、カメラワーク、ライティング、画像の保存管理（デジタル・アーカイブ化を含む）等の実務
	午後	保存・修復に関する実習 収蔵庫の配架方法・セキュリティー対策・保存対策の見学・学習、資料の修復・復元等の実務
第9日目	午前	資料の展示に関する実習① 展示計画の作成、展示資料の選定（模擬展示）
	午後	資料の展示に関する実習② パネル・キャプション類作成等の実務
第10日目	午前	資料の展示に関する実習③ 資料の列品、ライティング等の実務（模擬展示）
	午後	実習反省会 実習成果発表、学芸員等スタッフを交えた意見交換

(注1) 歴史系博物館は、考古・歴史・民俗・文学等と対象が広く、学芸員の専門領域もさまざまであることから、実習内容は各分野の実情に応じて展開すること。

(注2) 本計画案では、前半はコミュニケーション（交流）とマネジメント（経営）、後半はコレクション（資料）に中心を置いているが、各館の事情を踏まえ、適切な日程を組むこと。

(注3) 実習反省会は最終日に設定しているが、その日毎に指導学芸員からフィードバックをすることが効果的な場合もあることに留意すること。

館園実習実施計画例（美術館の一例）

第1日目	午前	実習のオリエンテーション 実習のねらい、日程説明、館の概要説明（使命、経営方針、機能、役割等）
	午後	施設・設備の見学と課題の洗い出し 利用者動線、バックヤード、空調、セキュリティー、バリアフリー等
第2日目	終日	管理運営に関する実習 障害者、高齢者を含む利用者への対応、ミュージアムショップ、危機管理等の業務の体験・補助
第3日目	終日	広報に関する実習 ホームページ管理、クレームを含む問合せ対応、プレスリリース作成、展覧会利用者の出口調査等の業務の体験・補助
第4日目	終日	教育普及事業（鑑賞教育）に関する実習 ワークシート、ワークショップ、ガイドツアー、講座、講演会等の業務の体験・補助
第5日目	終日	教育普及事業（造形活動）に関する実習 幼児から小中学生の受け入れ・創作活動、大人向けの造形講座等の業務の体験・補助
第6日目	終日	収集に関する実習 収集の仕組み、収集調査の方法、作品データ採取とカード作成（デジタル・アーカイブ化を含む）、データベース管理等
第7日目	終日	作品の取扱いと保存・修復に関する実習 作品点検と調書作成、梱包と輸送、素材ごとの収蔵方法、IPMを含む収蔵庫管理等
第8日目	終日	収蔵品の展示に関する実習① 展示テーマの設定、出品作品の選定、作品データに基づく出品リストの作成、展示図面の作成等

第9日目	終日	収蔵品の展示に関する実習② 作品キャプションの作成、解説パネルの作成等
第10日目	午前	収蔵品の展示に関する実習③ 収蔵庫からの搬出、陳列作業、照明等
	午後	実習反省会 実習成果発表、学芸員等スタッフを交えた意見交換

(注1) 本計画案では、6日目以降に重点を置いており、美術館の現場でなければできないこととして、作品とデータの取扱いを含めモノと接する時間を重視し、現場の条件に合わせて問題解決の対応を図る体験を優先的に考えている。実施に際しては、各館の事情を踏まえて適切な日程を組むこと。

(注2) 実習反省会は最終日に設定しているが、その日毎に指導学芸員からフィードバックをすることが効果的な場合もあることに留意すること。

館園実習実施計画例（自然史系博物館の一例）

第1日目	午前	実習のオリエンテーション 実習のねらい、日程説明、館の概要説明（使命、経営方針、機能、役割等）
	午後	施設・設備の見学と課題の検討 利用者動線、バックヤード、空調、セキュリティー、I PM、バリアフリー等（ミュージアムショップやレストランなど展示・収蔵以外の博物館の施設の役割と重要性についても触れること）
第2日目	午前	コレクションマネジメントの理解 標本資料の収集の倫理及び方針、管理の方針と方法等について
	午後	資料保存の方法に関する実習（害虫防除、I PM等）、 保存資材の取扱いなど 展示室または収蔵庫の保存環境の実際（解説と測定）
第3日目	午前	動物資料の収集と保管方法に関する実習 収蔵庫の保存環境や収蔵方法、標本資料の収集・分類・整理と管理について
	午後	調査研究方法と標本作製方法に関する実習① 動物の形態観察や標本作製等
第4日目	午前	植物資料の収集と保管方法に関する実習 収蔵庫の保存環境や収蔵方法、標本資料の収集・分類・整理と管理について
	午後	調査研究方法と標本作製方法に関する実習② 植物の形態観察や標本作製等
第5日目	午前	展示・教育活動の理解（展示・教育方針の説明等）
	午後	利用者体験（展示見学、教育活動への参加）
第6日目	午前	展示室における利用者の観察（利用者調査等）
	午後	展示室における利用者の観察と対応に関する実習（指導補助等）

第7日目	午前	展示解説に関する実習① 解説プログラムの企画
	午後	展示製作に関する実習① 構成図面やモデル等を用いた実習
第8日目	午前	展示製作に関する実習② 展示パネルの作成方法等の実習
	午後	展示製作に関する実習③ 展示パネルの作成方法及びライティング実習等
第9日目	午前	展示解説に関する実習② 解説プログラムの作成
	午後	展示解説に関する実習③ 模擬解説の実施
第10日目	午前	展示・教育活動と資料収集・研究活動の関わり、研究成果や博物館資料の公開・情報発信・社会還元、地域との連携についての考察 学芸員による講義、研究成果としての展示の見学、実習生どうしの討議等
	午後	実習反省会 実習成果発表、学芸員等スタッフを交えた意見交換

(注1) 本計画案では、実習の前半に博物館経営に関する基礎的な解説を行い、また各事業の基本方針に係る解説をそれぞれ冒頭部分に行うことを念頭に置いているが、各館の状況を踏まえ、適宜入れ替えを考慮すること。

(注2) 取り扱う博物館資料の実情を踏まえ、ここに例示した動物、植物以外の地質や化石、人類、水族等の標本資料を扱うことも考慮すること。特に乾燥標本、地学系標本、液浸標本など、取扱いの原則が異なる複数の種別の標本をできるだけ扱うこと。フィルムや文献資料、デジタルデータ保存メディアなど自然史資料以外の取扱いも経験できることが望ましい。

(注3) 展示室または収蔵庫の保存環境の実際は、実習期間中、継続的に測定することも考慮すること。

(注4) 展示解説の実際は、本計画案では人による解説を想定しているが、各館の状況を踏まえて、印刷物や図録の編集の紙媒体による解説やSNS等を含めたインターネットを介した配信、ミニ展示の企画等に適宜読み替えて展開することを考慮すること。野外観察会など館外の事業の補助を行う場合は安全配慮を含め事前研修を実習プログラム内で十分に行うこと。

(注5) 実習反省会は最終日に設定しているが、その日毎に指導学芸員からフィードバックをすることが効果的な場合もあることに留意すること。

(注6) 展示製作だけでなく、WEB上のイベント、教育事業などの設計・準備・実施の支援など、博物館の特性や当該時期の活動実態にあわせて実習プログラムの重点項目を変えることが望ましい。

館園実習実施計画例（科学館の一例）

第1日目	午前	実習のオリエンテーション 実習のねらい、日程説明、館の概要説明（使命、経営方針、機能、役割等）
	午後	施設・設備の見学と課題の検討 利用者動線、バックヤード、空調、セキュリティー、バリアフリー等
第2日目	午前	情報の公開と管理に関する実習 広報活動、誘致活動、個人情報保護等について（印刷物やホームページ等各種媒体の事例を用いた実習）
	午後	利用者の視点で展示の体験・見学
第3日目	午前	利用者対応に関する実習① 施設・設備見学、展示体験・見学を踏まえ、利用者のニーズ、利用者へのホスピタリティ等の実習（解説と模擬実演等）
	午後	利用者対応に関する実習② 受付、フロア案内、展示の解説や操作説明等の補助
第4日目	午前	調査研究の方法に関する実習 資料研究や教育研究、展示研究等について（各種資料や報告書、紀要等を用いた実習）
	午後	資料類の取扱・管理に関する実習 実物や模型、図面、実験装置や薬品等の取扱方法や管理方法について
第5日目	午前	展示製作の流れ（構想書や図面、試作モデル等を用いた実習）
	午後	展示の手法と技術、安全性（展示物を用いた実習）
第6日目	午前	展示の保守管理の方法（保守管理記録や技術データを用いた実習）
	午後	展示の保守管理に関する実習（展示物の巡回点検、修理等の補助）

第7日目	午前	教育プログラムの開発に関する実習（実験や工作等の体験、プログラム案の試作等）
	午後	教育普及活動の補助（実験ショーや工作教室等での実演、指導等の補助）
第8日目	午前	館内調査研究実習① 利用者の動向調査や展示の評価、教育プログラムの施策等、調査研究のテーマと手法を設定
	午後	館内調査研究実習② 設定したテーマと手法に基づき実践
第9日目	午前	同上
	午後	館内調査研究実習③ 調査研究結果の整理、分析、まとめ
第10日目	午前	9日間の実習の内容を踏まえ、博物館側の視点で展示を体験・見学
	午後	実習反省会 実習成果発表、学芸員等スタッフを交えた意見交換

(注1) プラネタリウムを併設している館の場合は、教育プログラム開発や教育普及活動の補助の一環としてプラネタリウム活動を組み込むことも考えられる。

(注2) 野外観察会など館外の事業の補助を行う場合は安全配慮を含め事前研修を実習プログラム内で十分に行うこと。

(注3) 実習反省会は最終日に設定しているが、その日毎に指導学芸員からフィードバックをすることが効果的な場合もあることに留意すること。

(注4) 館内調査研究実習の実施期間や実施内容、実施方法等は、各館の実情に合わせて設定が可能であることに留意すること。

館園実習実施計画例（動物園・水族館の一例）

第1日目	午前	実習のオリエンテーション 実習のねらい、日程、館園の概要（使命、経営方針、機能、役割等）、災害時避難誘導経路
	午後	施設・設備の見学と課題の検討 利用者動線、バックヤード、空調、セキュリティー、バリアフリー、作業安全確認等
第2日目	午前	飼育展示実習① 動物・水族の観察等による健康確認と記録、動物福祉
	午後	飼育展示実習② 水質や室温等の飼育環境測定、飼育環境の維持と改善作業
第3日目	午前	飼育展示実習③ 調餌・給餌作業、飼育施設清掃作業（例：魚類・陸棲哺乳類・鳥類・昆虫類）
	午後	飼育展示実習④ 調餌・給餌作業、飼育施設清掃作業（例：海棲哺乳類・両生類・爬虫類）
第4日目	午前	調査実習 野外での生物調査、観察、採集、輸送
	午後	教育普及実習① 液浸、剥製、骨格標本等の作製及び管理、デジタル資料作成
第5日目	午前	教育普及実習② 展示解説活動等の補助（例：給餌解説、バックヤードツアー、スポットガイド）
	午後	教育普及実習③ 教育普及活動等の補助（例：ワークシート作成、遠隔授業、観察会、移動水族館）

第6日目	午前	教育普及実習④ 利用者の動向調査またはアンケート調査のための討議 (例:来館動機、会話収集、展示評価、動線追跡等の調査手法)
	午後	教育普及実習⑤ 利用者の動向調査またはアンケート調査のための調査票作成 (例:調査用紙の記入内容、集計方法、データ解析のための調査票作成)
第7日目	午前	教育普及実習⑥ 利用者の動向調査またはアンケート調査 (例:定点観測、追跡調査、出口調査、直接対話)
	午後	教育普及実習⑦ 利用者の動向調査またはアンケート集計、まとめ (例:データ集計と分析、考察、報告書作成、プレゼンテーション)
第8日目	終日	解説板や展示の企画・制作① (例:特別展、企画展の企画書作成、イメージパース図、プレゼン資料作成)
第9日目	終日	解説板や展示の企画・制作② (例:特別展、企画展の企画書作成、イメージパース図、プレゼン資料作成)
第10日目	午前	展示企画のプレゼンテーション
	午後	実習反省会 実習成果発表、学芸員等スタッフを交えた意見交換

(注1) 本計画案では、10日間で実施する場合の最低限の内容を例示しているが、各大学や館園の判断によって、10日間以上の実習計画を策定し、より充実した内容とすることが可能であることに留意すること。また、動物飼育に関する実習を別に実施している館園においては、飼育展示実習のうち動物飼育に関する内容を他に振り替えて実施する。

(注2) 実習反省会は最終日に設定しているが、その日毎に指導学芸員からフィードバックをすることが効果的な場合もあることに留意すること。

館園実習実施計画例（植物園の一例）

第1日目	午前	実習のオリエンテーション 実習のねらい、日程説明、館の概要説明（使命、経営方針、機能、役割等）
	午後	植物栽培、展示施設の見学と課題の検討 庭園や温室等栽培施設における植物配置と展示状況、利用者動線、バックヤード、入園管理、バリアフリー等
第2日目	午前	コレクションマネジメントの理解 標本資料の収集と管理の方針、方法等について
	午後	コレクションに必要な知識の学習（特に学名について）
第3日目	午前	植物資料の収集と保管方法に関する実習① 植物標本の採集と作成
	午後	展示・教育活動と情報発信に関する実習① 植物写真の撮影
第4日目	終日	生きた植物コレクションの管理実習① 鉢物の植え替え、名札ラベルの書き換え等
第5日目	終日	生きた植物コレクションの管理実習② 水やり、剪定等
第6日目	終日	植物資料の収集と保管方法に関する実習② ラベル作り、標本貼付作業等
第7日目	終日	植物資料の収集と保管方法に関する実習③ 標本の同定と標本室への収納等
第8日目	終日	植物資料の収集と保管方法に関する実習④ データベース入力等
第9日目	終日	展示・教育活動と情報発信に関する実習② 展示解説の作成等

第10日目	午前	展示・教育活動と情報発信に関する実習③ 教育普及活動等の補助、問い合わせについての対応等
	午後	実習反省会 実習成果発表、学芸員等スタッフを交えた意見交換

(注1) 実施する植物園の実情を踏まえ、1) 生植物の管理、2) 標本資料等の管理、3) 展示教育活動についての実習ウエイトを適宜調整すること。

(注2) 実習反省会は最終日に設定しているが、その日毎に指導学芸員からフィードバックをすることが効果的な場合もあることに留意すること。

(参考資料)

昭和三十年文部省令第二十四号 博物館法施行規則

(博物館に関する科目の単位)

第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)

第五条第一項第一号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	二
博物館概論	二
博物館経営論	二
博物館資料論	二
博物館資料保存論	二
博物館展示論	二
博物館教育論	二
博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三

(博物館実習)

第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館(法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。)又は法第三十一条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設(大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。)における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。



**JAPAN
MUSEUM**